２０２６年5月１４日

予備　令４－１６

体液等の採取に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№22］）

ア．強制採尿のための捜索差押許可状には，強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件を記載することが望ましいが，かかる記載は不可欠ではない。

イ．身体を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には，強制採尿のための捜索差押許可状の効力として，採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる。

ウ．尿を任意に提出しない被疑者の体内からカテーテルを用いて強制的に尿を採取することは，被疑事件の重大性，嫌疑の存在，当該証拠の重要性とその取得の必要性，適当な代替手段の不存在等の事情に照らし，捜査上真にやむを得ないと認められる場合には，最終的手段として，適切な法律上の手続を経て行うことが許される。

エ．警察官が強盗殺人事件の捜査において，捜索差押許可状の発付を受けることなく，被疑者が不要物として公道上のゴミ集積所に排出したゴミ袋を領置することは，違法ではない。

オ．被疑者の唾液を採取する場合は，被疑者がこれを任意に提出することを承諾したとしても，唾液に含まれる口腔内細胞は遺伝情報を含むから，身体検査令状の発付を受けることなく，これを採取することはできない。

１．ア　イ２．ア　オ３．イ　ウ４．ウ　エ５．エ　オ

正解　２

肢ア　×　最決昭５５．１０．２３

条件の記載が必要。記載の有無は自由とも思えるが，指定がないと現場のものができることになりかねず，適正性を欠く恐れがある。

目的を達成するうえで，相手方の制約を必要最小限度にしなければならず，指定を明示しなければ，適正性が担保されない。そこで，記載は不可欠。

身体検査令状

肢イ　○　最決平６．９．１６〔刑訴百選２８第１０版〕

採尿は，被疑者を移動することまでは含まれない。別途，移動については勾引（５８条，１３５条）が必要では。不都合。毎回，勾引令状が必要になると手続が煩雑。迅速に捜査できる必要がある。そこで，強制採尿令状の必要な処分として，実行可能。令状の目的は，司法審査により不当な公権力の行使を防止するため。強制採尿の段階で，裁判官も必要性

について予見できるので，そこも含めて審査がされている。あらたな，審査は不要。強制採尿令状で，連行もできる。

肢ウ　○

原則，任意でできるなら，そちらを取るべき。

強制的な手段はできる限りさけるべき。

肢エ　○　最判平２０．４．１５

２２１条

占有を放棄している。ただ，ごみ袋にいれている，他人にみられたいという意思はうかがえる。この点をどうとらえるか。

強制に至らない程度の制約，領置できる。

肢オ　×

任意捜査の範囲でできる。

強制捜査の定義，「個人の意思を制圧し，重要な人権を制約して，強制的に捜査目的を達成する手段」

相手方の同意がある以上，この定義からはずれることはわかる。

個人の意思は制圧していない。令状不要

予備　令４－１７

鑑定に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№23］）

ア．鑑定人には，鑑定をする前に，宣誓をさせなければならない。

イ．鑑定人は，鑑定について必要がある場合には，裁判所の許可を受けずに死体を解剖することができる。

ウ．裁判所は，被告人の心神に関する鑑定をさせるについて必要があるときは，期間を定め，被告人を病院に留置することができるが，その期間を延長することはできない。

エ．裁判所は，鑑定人に鑑定を命ずるに当たって行う尋問において，鑑定人が正当な理由がなく召喚に応じないときは，その鑑定人を勾引することができる。

オ．裁判所は，鑑定人に対し，鑑定の経過及び結果を口頭で報告させることができる。

１．ア　イ２．ア　オ３．イ　ウ４．ウ　エ５．エ　オ

正解　２

肢ア　○

虚偽、主張されると誤判の恐れある。虚偽鑑定。

鑑定人には，鑑定をする前に，宣誓をさせなければならない。宣誓に反し虚偽鑑定をした場合に虚偽鑑定罪（刑法１７１条，１６９条）の制裁を科すことによって，鑑定の真実性及び正確性を担保する。

前に言われることで，鑑定の正確性を担保する。

肢イ　×

死体を解剖，強制処分。勝手にやったら，死体損壊になってしまう。鑑定処分，鑑定許可状が必要

肢ウ　×

期間延長することはできる。延長できないと鑑定の目的は達成されない。

肢エ　×

鑑定人は勾引できない。証人と異なり，代替性はある。

肢オ　○　規則１２９条

鑑定人に対し，経過および結果を口頭で報告させることもできる

鑑定書もあるが，書面だけでわからないこともある。

予備　令４－１８

次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№24］）

ア．身体の拘束を受けている被疑者に，取調べのために出頭し滞留する義務があると解することは，直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものではない。

イ．被告人が自らの氏名を一貫して明らかにせず，刑事施設の居室番号の自署，拇印等により自己を表示し，弁護人が署名押印した弁護人選任届を提出した場合にも，被告人には自らの氏名を開示する義務はないので，その選任届が不適法として却下されることはない。

ウ．捜査機関は，犯罪の被害者を参考人として取り調べるに当たり，あらかじめ自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

エ．被告事件を審理する裁判所の裁判長は，冒頭手続において起訴状の朗読が終わった後，被告人に対し，終始沈黙し又個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨のほか，陳述することもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を告げなければならない。

オ．証人は，自己が刑事訴追を受けるおそれのある証言を拒むに当たり，その事由を示す必要はない。

１．ア　ウ２．ア　エ３．イ　エ４．イ　オ５．ウ　オ

正解　２

肢ア　○

黙秘権ある。取調べ受忍義務はあるが，黙秘権は否定されない。

肢イ　×

氏名を開示する義務ない。刑事訴訟法上。ただ，弁護人の選任には署名が必要。

署名しないときは，利益受けられない。

肢ウ　×

参考人は，出頭自体が任意。黙秘権のない。参考人が害されない以上，手続保障は不要。

肢エ　○　３１１条１項，刑事訴訟規則１９７条１項

冒頭手続，起訴状朗読のあと黙秘権告知，被告人の防御権を手続全体として保障する必要があるため。

肢オ　×

原則，証言すべき。簡単に断れると実効性がなくなる。

適正に判断するために事由を示す必要がある。拒絶権がないのに拒絶した場合制裁の規定がある。

予備　令４－１９

弁護人の権限に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№25］）

ア．弁護人は，身体の拘束を受けている被疑者と立会人なくして接見することができるが，接見禁止決定がされている場合は，被疑者と接見できない。

イ．弁護人は，勾留されている被疑者の勾留の期間を延長する裁判に対して，準抗告をすることができる。

ウ．公判前整理手続に付された事件において，弁護人は，検察官が取調べを請求した証拠の開示を受けた後，検察官に対し，検察官が保管する証拠の一覧表の交付を請求する権利を有する。

エ．検察官が取調べを請求した証拠について，これを証拠とすることに同意するのは，弁護人のみが有する権利である。

オ．第一審で有罪の判決を受けた被告人の弁護人は，改めて弁護人に選任されなければ控訴をすることができない。

１．ア　ウ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．イ　エ　　５．エ　オ

正解　３

肢ア　×

接見指定のみ。しかも，捜査の必要性があるときに限られる。

防御のために重要なためだからである。よって，接見禁止決定できない。

肢イ　○

準抗告，裁判官が行った裁判に対して行う手続。勾留延長の裁判は，裁判官の裁判。

準抗告となる。なお，裁判所の処分のときは抗告となる。

肢ウ　○　３１６条の１４・２項

公判前整理手続，弁護人は，証拠開示の後，一覧表を交付する権利を有する。

重大事件，弁護人が防御のため，開示請求（３１６条の２０）できるように，一覧表を確認できる。

イメージ，手続の適正を図ることで，被告人の利益を保護する。（文書閲覧）

肢エ

３２６条，証拠の同意に関して権限があるのは，被告人のみ。弁護人には同意権はない。

実際の公判では，弁護人が同意をすることがされるが，被告人の意見を代理しているだけ。弁護人は，被告の防御の利益を最大限に図る必要があるため。

肢オ　３５５条

控訴は，できる。

確かに，第一審が終わったら，終了。３２条２項。

被告人の防御の利益を図れるようにするため。

被告人に判断の機会を与える。

終了する以上，選任されないと控訴できないとも。

不都合，期間が短い。間に合わない恐れがある。

例外的に控訴できる。

予備　令４－２０

次の【事例】における公訴時効について述べた後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№26］）

【事例】

甲及び乙は，令和３年１月５日，Ｖ方に侵入してＶに暴行を加える旨の共謀を遂げ，同日夜，Ｖ方に侵入し，同月６日未明，帰宅したＶに対して暴行を加え，傷害を負わせた。

【記述】

ア．住居侵入罪の公訴時効は令和３年１月５日から進行する。

イ．検察官が甲及び乙を傷害の事実により起訴した場合，住居侵入罪の公訴時効は停止しない。

ウ．検察官が乙との共謀による住居侵入，傷害の事実により甲を起訴した場合，乙についても，公訴時効が停止する。

エ．検察官が甲及び乙を起訴したが，両名のいずれに対しても所定の期間内に起訴状の謄本が送達されず，公訴が棄却された場合，公訴提起の効力が遡って失われることから，公訴時効は停止しなかったことになる。

オ．甲及び乙が犯行後に海外に渡航していた場合，一時的な渡航であっても，その間，公訴時効は停止する。

１．ア　イ２．ア　エ３．イ　ウ４．ウ　オ５．エ　オ

正解　４

肢ア　２５３条

犯罪終わった時から進行する。犯罪終わった日は，令和３年１月６日。

※終わった時点は，結果発生時。

住居侵入罪刑法１３０，刑訴２５０条２項６号。

期間については，初日不算入が原則だが，公訴の場合，初日も参入となる。

被疑者の利益を保護するため。

肢イ　最決昭５６．７．１４

公訴事実の同一性の範囲で，公訴時効が停止する。

基本的事実が同一，科刑上一罪。傷害と住居侵入

停止する。

肢ウ

共犯に対して，公訴提起したら，全体として停止する。２５４条２項。

事件は風化していない。共犯間で，不公平が生じないようにする。

時期がずれるのは，捕まっていないからということも考えられる。

肢エ　最決昭５５．５．１２〔刑訴百選Ａ１３第１０版〕

公訴時効は停止しなかったことになる。

公訴棄却が確定したときから進行始める。

権利行使の意思は明らか，手続上の不手際で，犯罪者の刑事責任を問えないとするのは，刑法の目的が達成されない。

肢オ　最決平２１．１０．２０

２５５

一時的な渡航であっても，その間は公訴時効停止。

一時であれば，国内の住所に送達することも可能。

特に身柄が必要なものは，国内にいる必要がある。しかし，一時的であれば，そこまで困難にはならないという主張も考えられるが，法的安定性を図る。

予備　令４－２１

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№27］）

ア．検察官，被告人又は弁護人が事件を公判前整理手続に付することを求めたが，裁判所がその請求を却下する決定をした場合には，その検察官，被告人又は弁護人は，その却下決定に対して即時抗告をすることができる。

イ．被告人は，公判前整理手続期日に出頭する義務はなく，裁判所が被告人に対し，公判前整理手続期日に出頭することを求めることもできない。

ウ．裁判所は，裁判員裁判の対象事件については，第１回の公判期日前に，これを公判前整理手続に付さなければならない。

エ．公判前整理手続において，被告人又は弁護人は，証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは，裁判所及び検察官に対し，これを明らかにしなければならない。

オ．公判前整理手続に付された事件については，検察官及び被告人又は弁護人は，やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかったものを除き，当該公判前整理手続が終わった後には，証拠調べを請求することができない。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　エ　　４．ウ　エ　　５．ウ　オ

正解　１

肢ア　３１６条の２

公判前整理手続を求めて，却下されたとしても，即時抗告できない。

即時抗告の条文ない。

仮に，即時抗告を認めると，濫用の恐れある。

訴訟指揮権を尊重する。通常裁判での手続保障があるので，重大な権利への制約はない。

肢イ　３１６条の９・１項・２項

出頭する義務はない。人身の自由に配慮。法的な主張を整理するのがポイントだから。

ただ，必要なときは，被告人にも出頭を求めることができる。

被告人の防御の必要性が特にある場合。内容が確認できるようにする。

開示請求を行う場合もある。（３１６条の２０）

肢ウ　３１６条の２

第１回，公判期日前に行う。初めに整理して，計画的かつ迅速に行うための手続をとる。

冒頭手続，冒頭陳述後に，公判前整理手続の結果を行って，証拠調べに入っていく。

なお，途中の時は，期日間整理手続という形で別個の手続となる。

肢エ　３１６条の１７

被告人や，弁護人から主張義務を認めるのは，黙秘権との関係で，主張を強制することになり問題ではという疑問がある。

しかし，争点整理，迅速な裁判の実現を図るため必要。

刑事責任を問われるような主張の義務を科していない。また，被告人側に，公判廷で主張することを強制するものはない。

したがって，公判前整理手続の目的達成のために義務を被告人側に求めるのもやむを得ない

肢オ　３１６条の３２・１項

終わった後は，やむを得ない事由の場合を除き，証拠調べ請求できない。

公判前整理手続の実効性を伴わせるため。